

工事計画に関するヒアリングにおける事前確認について

令和2年5月26日
新基準適合性審査チーム
Dサブチーム

○対象資料名：【原冷】主要設備リスト

該当ページ	確認内容
(2 / 69)	機器区分で先行審査プラントでは、「主蒸気流量制限器」があるが、相当する設備は無いか説明すること。
同上	主配管で「B21-F001A, C, F, H, L, N, R, T~サプレッションチェンバ」とあるが、先行審査プラントのクエンチャ(排気管)に相当する設備は記載上どこにあるのか説明すること。
原冷全体	「クラス1で、変更なし」及び「クラス2で、変更なし」の主配管等において、対応する根拠書があるものとないものが混在することから、考え方を説明すること。あわせて、主要設備リストにあり根拠書がないものについて、根拠書との不整合、抜け防止の観点から、根拠なし設備をリスト化し、理由を説明すること。また、他の系統で根拠書が記載されている場合は、他系統との関係も踏まえて整理し説明すること。
原冷全体	重大事故等対処設備の区分で「-」とあるが、先行審査プラントとの差異を説明すること。
(9 / 69) 抽気系	「系統名」で抽気系の後、先行審査プラントでは「主蒸気隔離弁漏えい抑制系」があるが相当する設備は無いか説明すること。
原冷全体	主配管の名称で、「〇〇~〇分岐部」「〇分岐部~〇〇」とある配管と、「〇〇~〇分岐部」「分岐部」「分岐部~〇〇」と単独で「分岐部」「合流部」があるが、どのような整理か今回の新規制基準対応との関係を含めて説明すること。(普通の分岐部とは何が異なるのか説明すること。)
(18 / 69) ~ 系統名「耐圧強化ベント系」主配管	主配管の記載順序は、作成要領に従っているか説明すること。
(20 / 69) ~ 系統名「格納容器逃がし装置」主配管	同上、以下、他の系統(39 / 69 低圧代替注水系など)も同様に説明すること。
(25 / 69)	「系統名」で先行審査プラントにある「代替水源供給設備」に相当する設備は無いか説明すること。
(26 / 69) 「高圧炉心注水系」 主要弁	E22-F006BCは、系統図でどこにあるか説明すること。

(29/69)「原子炉隔離時冷却系」 主要弁	E51-F039は、系統図でどこにあるか説明すること。
(32/69)「高圧代替注水系」	「機器区分」で先行審査プラントにある「ろ過装置」に相当する設備は無いか説明すること。
(39/69)「低圧代替注水系」	安全弁及び逃がし弁で、「E11-F051ABC」は、要目表では、注記*で「ABが対象」とあるが、設備リストでは記載が無い、整合させなくて良いか。(RHR使用時と低圧代替注水系での相違であるが類似するものは無いか確認すること)
(43/69)「低圧代替注水系」 可搬ホース	「可搬型代替注水ポンプ屋内用20mホース」は、系統図上では常設SA配管と常設SA配管の間に設置するようだが、現状の運用手順及び常設化できない理由を説明すること。また、屋外からの注水でSA設備として、常設SA配管との間に可搬ホースを用いている先行審査プラントはあるのか、本配管全体の設工認上の取扱い(常設 or 可搬)を説明すること。 【先行炉】可搬ポンプ～可搬ホース～接続口(建屋)～常設SA配管。
(46/69)「補注水系」主配管	「6号機補給水系より復水貯蔵槽まで」とあり、要目表と記載が異なるため、整合を検討すること。
同上	「補給水系復水移送ポンプ出口分岐部～N21-F099」は、系統図でどこにあるか説明すること。
(68/69)「C UW」主要弁	主要弁で「G31-F017」だけ根拠書を付ける理由を説明すること。他に主要弁で新たに根拠書を付けたものはどれか説明すること。
(69/69)「C UW」主配管	主配管で「G31-F017～原子炉格納容器」だけ根拠書を付ける理由を説明すること。他に主配管で新たに根拠書を付けたものはどれか説明すること。 また、機器クラスで「変更なし、クラス1」と記載があるが、主要弁「G31-F017」では「クラス1」と差異があるが記載の考え方を説明すること。
(68/69)「C UW」	系統図がないため、主配管の対象範囲の確認ができない。

以上